

平成 30 年 3 月 26 日

## 監査委員会監査実施方針

平成 30 年度の監査委員会の監査の実施に関し、監査委員会規程第 3 条第 2 項③に基づき監査実施方針を次のとおり定める。

### 1 重点監査項目

平成 30 年度の具体的な重点監査項目は、別途定める。

### 2 実施内容

#### (1) 業務監査

経営委員を含む役員の職務の執行の適法性及び妥当性を、四半期業務報告及びヒアリング・現場視察、内部監査室・リスク管理室の報告等に基づいて監査する。

役員の職務執行については子会社の管理を含む。

#### (2) 会計監査

NHKの財務状況を、会計監査人との意見交換及び関連部局からのヒアリング等に基づいて監査する。

### 3 意見書の作成および活動結果報告

#### (1) 業務監査

NHKが作成する業務報告書に添える監査委員会の意見書を平成 31 年 6 月末日までに作成する。（放送法第 72 条第 1 項）

#### (2) 会計監査

NHKが作成する財務諸表に添える監査委員会の意見書を平成 31 年 6 月末日までに作成する。（放送法第 74 条第 1 項）

#### (3) 監査委員会の活動結果報告

経営委員会に対する監査委員会の活動結果報告は四半期業務報告に基づくことを基本とするが、それに加えて個別調査等により随時行う。

（放送法第 39 条第 5 項）

### 4 年間監査計画

平成 30 年度の具体的な監査計画は、別途定める。